

# 平成 27 年度 既存街路防犯灯のLED化推進等のための助成金 交付申請の手引き

街路防犯灯の老朽化や電気料金の値上がりに伴う各団体の負担を軽減するため、これらを省エネルギー効果が高く、二酸化炭素排出量も少ないLEDへの改良や、不要な街路防犯灯の撤去を推進するため、期間を限定して助成を実施します。

つきましては、この助成をご利用される場合は、この手引きを参照のうえ、申請していただきますようお願い申し上げます。

## 1 助成期間

平成27年度～平成29年度の3ヵ年とします。

## 2 助成対象

町会等が保有する既存の水銀灯、蛍光灯、白熱灯をLEDに改良する場合、もしくはこれらを撤去する場合を助成対象とします。

## 3 助成対象のLED灯

改良後のLED灯は、電力会社申請入力容量が40W以下のものを助成対象とします。

## 4 助成灯数

- ① 1年間の助成灯数は、各団体が保有する対象となる街路防犯灯のおおむね1/3ずつとし、端数は最終年次である平成29年度に併せて助成します。
- ② ①に関わらず、希望する団体には、1年間に10灯まで助成します。  
※ 上記について、不都合がありましたら、この手引きの3ページに記載しております市の担当課までお問い合わせください。

### 【例】

- 対象となる街路防犯灯を100灯保有する団体の場合  
1年目：33灯、2年目：33灯、3年目：34灯
- 対象となる街路防犯灯を15灯保有する団体の場合  
1年目：10灯、2年目：5灯

## 5 助成内容及び助成率・上限額

| 内 容    |                           | 助成率           | 上限額<br>(1灯当り) |
|--------|---------------------------|---------------|---------------|
| LEDに改良 | 電力会社申請入力電力が<br>0を超え10Wまで  | 設置費の<br>10分の9 | 20,000円       |
|        | 電力会社申請入力電力が<br>10を超え20Wまで |               | 33,000円       |
|        | 電力会社申請入力電力が<br>20を超え40Wまで |               | 49,000円       |
| 撤去     | 灯具のみ                      | 撤去費の<br>10分の9 | 4,000円        |
|        | 支柱+灯具                     |               | 17,000円       |

※ 各年度の助成総額は、100円未満の端数を切り捨てた額とします。

※ 同じ街路防犯灯について、改良と撤去は重複して申請することはできません。  
改良又は撤去のいずれかを選択してください。

## 6 助成対象外

次の場合は助成の対象にはなりません。

- ◎ 公的機関が保有する街路防犯灯
- ◎ 助成を受けようとする団体が保有していない街路防犯灯
- ◎ 道路敷地外（宅地等）に設置され、かつ道路を照らすことが主目的でない照明
- ◎ 特定の人だけが利用する照明
- ◎ ほかの助成を受ける場合

## 7 申請受付

計画書と申請書類は、次の期間に提出してください。

申請期間：平成27年5月11日（月）～平成27年8月31日（月）  
午前9時～午後5時（土・日曜日及び祝日を除く）

提出先：市の担当課（この手引きの3ページに記載しております）

- ※ 詳しくは、この手引きの4～6ページに記載しております「既存街路防犯灯のLED化推進等のための助成金申請・交付の流れ」をご覧ください。  
また、計画書は初年度のみ、申請書は年度ごとに提出してください。  
なお、提出後に内容を変更する場合は、この手引きの3ページに記載しております市の担当課に連絡し、必要な書類を提出してください。



## 8 交付決定通知及び事前の工事着手の禁止

市が申請を受け付けた後、申請書類の審査や現地確認を行い、申請内容が助成要件に合致していれば、6月上旬から順次、交付決定通知書を送付します。

市からの交付決定通知書を受領するまでは、くれぐれも工事に着手しないでください。

また、交付申請が、受付開始直後に集中することが予想されます。このため、同時期に多数の申請書類の審査や現地確認を行うことになり、申請から交付決定までに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 交付決定通知書の受領前に工事に着手した場合は、助成することができませんので、ご注意願います。

## 9 助成金の交付方法

市が工事の完了を確認した後に、団体からの助成金の請求書類の提出を受けてから助成金を交付しますが、このほかに、次の2つの交付方法を利用することができます。

### ① 受領委任払い

助成金を直接、施工業者に交付する受領委任払いを利用することができます。

※ 団体が負担する額については、別途、団体から施工業者への支払いが必要です。

### ② 部分完了払い

申請した全ての工事が終了する前に、設置または撤去の終了した部分に相当する助成金を交付する部分完了払いを利用することができます。  
(部分完了払いは、1申請につき1回のみ利用可能です。)

## 10 市の担当課

ご不明な点がございましたら、次の担当課までお問い合わせください。

担当：小樽市 建設部 庶務課（市役所本庁舎別館5階）

住所：〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電話：32-4111（内線346、347）

FAX：32-3963

メール：kensetu-syomu@city.otaru.lg.jp